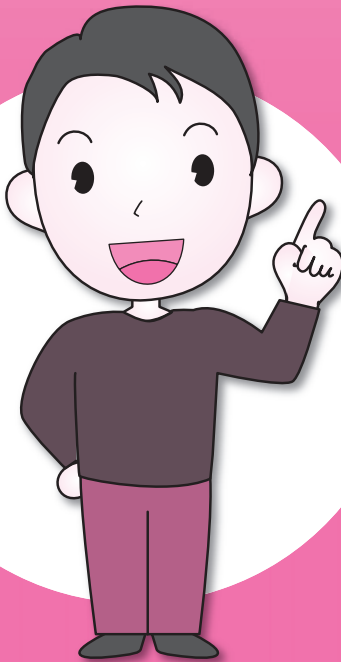


資料編

市議会に関する
データを見てみよう




1 議員の紹介

任期：令和5年(2023年)5月2日～令和9年(2027年)5月1日


凡例

顔写真	氏名(五十音順) ふりがな 誕生年/期数 会派/地域* E-mailアドレス
-----	--

*「地域」は、当該議員の居住地域、または市民の方が議員に市政相談しようとする場合に目安としていただく地域のことです。




青木 秀介
あおき しゅうすけ
昭和36年(1961年)/6期
自由民主党/池田町
syuusuke-aoki@yokosuka-city-council.jp



青木 哲正
あおき てつまさ
昭和30年(1955年)/6期
自由民主党/野比
tetsumasa-aoki@yokosuka-city-council.jp




池田 徳重
いけだ とくしげ
昭和36年(1961年)/1期
自由民主党/久里浜
tokushige-ikeda@yokosuka-city-council.jp




井坂 直
いさか なおし
昭和50年(1975年)/3期
日本共産党/長沢
naoshi-isaka@yokosuka-city-council.jp




石山 満
いしやま みつる
昭和35年(1960年)/4期
公明党/追浜本町
mitsuru-ishiyama@yokosuka-city-council.jp




泉谷 翔
いずみたに しょう
昭和58年(1983年)/1期
自由民主党/鴨居
sho-izumitani@yokosuka-city-council.jp




伊関 功滋
いせき こうじ
昭和38年(1963年)/6期
よこすか未来会議/久里浜
kouji-iseki@yokosuka-city-council.jp



大貫 次郎
おおぬき じろう
昭和51年(1976年)/2期
自由民主党/山科台
jiro-oonuki@yokosuka-city-council.jp



大野 忠之
おおの ただゆき
昭和34年(1959年)/4期
自由民主党/大矢部
tadayuki-oono@yokosuka-city-council.jp



大村 洋子
おおむら ようこ
昭和39年(1964年)/5期
日本共産党/浦賀
youko-omura@yokosuka-city-council.jp



小幡 沙央里
おばた さおり
昭和60年(1985年)/3期
よこすか未来会議/池上
saori-obata@yokosuka-city-council.jp




加藤 眞道
かとう まさみち
昭和43年(1968年)/5期
自由民主党/湘南鷹取
masamichi-katou@yokosuka-city-council.jp




加藤 ゆうすけ
かとう ゆうすけ
昭和63年(1988年)/3期
よこすか未来会議/浦上台
yusuke-kato@yokosuka-city-council.jp



川本 伸
かわもと しん
昭和45年(1970年)/2期
公明党/長井
shin-kawamoto@yokosuka-city-council.jp




工藤 昭四郎
くどう しょうしろう
昭和39年(1964年)/2期
よこすか未来会議/久里浜
shoshiro-kudo@yokosuka-city-council.jp




小林 優人
こばやし ゆうと
昭和63年(1988年)/1期
よこすか未来会議/二葉
yuto-kobayashi@yokosuka-city-council.jp



西郷 宗範
さいごう むねのり
昭和44年(1969年)/4期
自由民主党/三春町
munenori-saigo@yokosuka-city-council.jp




菅原 恵美子
すがわら えみこ
昭和46年(1971年)/1期
公明党/汐見台
emiko-sugawara@yokosuka-city-council.jp



関沢 敏行
せきざわ としゆき
昭和36年(1961年)/4期
公明党/ハイランド
toshiyuki-sekizawa@yokosuka-city-council.jp



高橋 いずみ
たかはし いずみ
昭和53年(1978年)/1期
自由民主党/芦名
izumi-takahashi@yokosuka-city-council.jp




高橋 英昭
たかはし ひであき
昭和46年(1971年)/3期
よこすか未来会議/湘南鷹取
hideaki-takahashi@yokosuka-city-council.jp



竹岡 力
たけおか ちから
平成5年(1993年)/2期
よこすか未来会議/ハイランド
chikara-takeoka@yokosuka-city-council.jp



田辺 昭人
たなべ あきひと
昭和30年(1955年)/5期
自由民主党/上町
akihito-tanabe@yokosuka-city-council.jp



土田 弘之宣
つちだ ひろのぶ
昭和42年(1967年)/5期
公明党/平作
hironobu-tsuchida@yokosuka-city-council.jp

天白 牧夫
てんぱく まきお
昭和61年(1986年)／1期
無会派／阿部倉
makio-tenpaku@
yokosuka-city-council.jp

長谷川 昇
はせがわ のぼる
昭和37年(1962年)／4期
よこすか未来会議／長坂
noboru-hasegawa@
yokosuka-city-council.jp

葉山 なおし
はやま なおし
昭和34年(1959年)／3期
よこすか未来会議／久里浜
naoshi-hayama@
yokosuka-city-council.jp

ひろなか 信太郎
ひろなか しんたろう
昭和55年(1980年)／1期
日本維新の会／佐野町
shintaro-hironaka@
yokosuka-city-council.jp

ふじその あき
ふじその あき
昭和49年(1974年)／1期
日本共産党／上町
aki-fujisono@
yokosuka-city-council.jp

藤野 英明
ふじの ひであき
昭和49年(1974年)／6期
無会派／若松町
hideaki-hujino@
yokosuka-city-council.jp

二見 英一
ふたみ えいいち
昭和55年(1980年)／3期
公明党／吉井
eiichi-futami@
yokosuka-city-council.jp

堀 りょういち
ほり りょういち
昭和61年(1986年)／2期
よこすか未来会議／根岸町
ryoichi-hori@
yokosuka-city-council.jp

松岡 和行
まつおか かずゆき
昭和32年(1957年)／5期
自由民主党／長井
kazuyuki-matsuoka@
yokosuka-city-council.jp

南 まさみ
みなみ まさみ
昭和29年(1954年)／3期
自由民主党／西逸見町
masami-minami@
yokosuka-city-council.jp

本石 篤志
もとishi あつし
昭和40年(1965年)／3期
公明党／三春町
atsushi-motoishi@
yokosuka-city-council.jp

安川 健人
やすかわ けんと
昭和35年(1960年)／1期
日本維新の会／西浦賀
kento-yasukawa@
yokosuka-city-council.jp

山本 けんじゅ
やまもと けんじゅ
昭和56年(1981年)／3期
自由民主党／森崎
kenju-yamamoto@
yokosuka-city-council.jp

渡辺 光一
わたなべ こういち
昭和43年(1968年)／4期
自由民主党／浦賀
koichi-watanabe@
yokosuka-city-council.jp

2 会派・党派別数

会派等	党派	自由民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	無所属	計	控室電話番号
自由民主党		14					14	☎046-822-8452
よこすか未来会議						10	10	☎046-822-8455
公明党			7				7	☎046-822-8453
日本共産党				3			3	☎046-822-9715
日本維新の会					2		2	☎046-822-8450
無会派(天白牧夫)						1	1	☎046-822-8073
無会派(藤野英明)						1	1	☎046-822-9864
計		14	7	3	2	12	38	

※党派は令和5年5月改選時の立候補届出などによる。

3 本会議・委員会等の開会状況

■本会議

	令和2年(2020年)			令和3年(2021年)			令和4年(2022年)		
	開会日数	議決件数	傍聴者数	開会日数	議決件数	傍聴者数	開会日数	議決件数	傍聴者数
本会議	20	167	140	22	184	187	18	151	102

※議員定員は39名ですが1名欠員のため、令和5年12月1日時点の議員現数は38名です。

■委員会等

委員会等名	令和2年(2020年)		令和3年(2021年)		令和4年(2022年)	
	開会日数	傍聴者数	開会日数	傍聴者数	開会日数	傍聴者数
(旧)総務常任委員会	11	18	13	14	4	5
(旧)生活環境常任委員会	6	7	9	4	3	1
(旧)教育福祉常任委員会	14	8	10	7	4	4
(旧)都市整備常任委員会	10	12	12	34	4	3
(旧)総務分科会	15	25	18	23	6	7
(旧)生活環境分科会	11	8	13	7	5	3
(旧)教育福祉分科会	21	10	18	9	6	4
(旧)都市整備分科会	10	13	11	34	5	3
総務常任委員会	-	-	-	-	6	10
民生常任委員会	-	-	-	-	6	5
環境教育常任委員会	-	-	-	-	5	5
都市整備常任委員会	-	-	-	-	5	0
予算決算常任委員会	18	21	20	23	14	7
総務分科会	-	-	-	-	10	12
民生分科会	-	-	-	-	10	6
環境教育分科会	-	-	-	-	7	5
都市整備分科会	-	-	-	-	7	2
基本構想・基本計画策定特別委員会	7	3	9	3	2	1
政治倫理審査会	-	-	5	2	-	-
議会運営委員会	28	18	30	24	22	16
予算決算常任委員会理事会	16	6	16	6	13	3
政策検討会議	10	2	10	3	8	1
広報広聴会議	12	5	11	7	10	0
議会制度検討会議	8	1	6	1	9	2
議会ICT化運営協議会	10	2	10	0	6	0
歯と口腔の健康づくり検討協議会	3	0	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会	18	12	14	2	7	0
犯罪被害者等基本条例検討協議会	13	6	7	0	-	-
子どもの権利検討協議会	1	0	19	1	2	0
公共交通の在り方検討協議会	-	-	1	0	18	10

※常任委員会は協議会を含む。

4 議員の報酬・期末手当・政務活動費

●議員報酬(月額)

(円)

適用年月日	議長	副議長	議員
昭和60(1985).1.1	540,000	495,000	473,000
63(1988).1.1	597,000	547,000	523,000
平成 2(1990).1.1	636,000	583,000	557,000
3(1991).1.1	672,000	617,000	589,000
4(1992).1.1	709,000	651,000	620,000
5(1993).1.1	737,000	674,000	640,000
8(1996).4.1	762,000	697,000	662,000
22(2010).4.1	743,000	680,000	646,000

(令和5年(2023年)10月現在)

●期末手当

6月1日	議員報酬(月額) × $\frac{145}{100} \times \frac{165}{100}$
12月1日	議員報酬(月額) × $\frac{145}{100} \times \frac{165}{100}$

(令和5年(2023年)10月現在)

特別職報酬等審議会

市議会議員の報酬の額及び常勤特別職員の給料の額に関し、市長の諮問に応じるため、委員10人以内(本市区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱)をもって組織しています。



●政務活動費(年額)

(円)

適用年度	交付額
平成13(2001)	1,224,000
14(2002)	1,368,000
16(2004)	1,668,000
令和3(2021)	1,560,000

(令和5年(2023年)10月現在)

5 歴代正副議長名簿

議長			副議長		
歴代	氏名	就任期間	歴代	氏名	就任期間
1	石渡 坦豊	明40.4.27～ 40.12.31	1	青木 兼吉	明40.4.27～ 40.12.31
2	石渡 坦豊	41.1.27～ 41.12.15	2	長岡 玄廓	41.1.27～ 41.12.31
3	長岡 玄廓	42.1.8～ 42.12.31	3	青木 兼吉	42.1.8～ 42.5.3
			4	岡崎八十八	42.5.13～ 42.12.31
4	小泉又次郎	43.1.10～ 43.4.22	5	後藤 八郎	43.1.10～ 43.10.3
5	滝川 宗益	43.5.9～ 43.10.2			
6	後藤 八郎	43.10.3～ 43.11.16	6	鈴木惣兵衛	43.10.3～ 43.12.31
7	岩田武弥太	44.1.9～ 大2.4.21	7	鈴木惣兵衛	44.1.9～ 大2.3.20
8	石渡 坦豊	大2.5.2～ 6.4.21	8	清水 源七	大2.5.2～ 6.4.21
9	大井 鉄丸	6.5.4～ 8.12.13	9	鈴木斎治郎	6.5.4～ 10.4.21
10	高橋 孫作	9.2.5～ 10.4.21			
11	高橋 孫作	10.5.6～ 14.4.21	10	田辺 熊吉	10.5.6～ 14.4.21
12	高橋 孫作	14.5.4～ 昭4.4.20	11	石渡龍太郎	14.5.4～ 昭2.8.20
			12	石井長右衛門	昭2.11.21～ 4.4.20
13	大井 鉄丸	昭4.5.3～ 7.6.16	13	小暮藤三郎	4.5.3～ 7.12.21
14	若命 信二	7.7.1～ 8.2.27			
15	若命 信二	8.3.2～ 8.4.20	14	田中 元三	8.3.16～ 8.4.20
16	鈴木斎治郎	8.5.12～ 11.1.22	15	加藤 勝蔵	8.5.12～ 11.5.27
17	小林与兵衛	11.4.21～ 12.4.20	16	呉東 忠助	11.8.14～ 12.4.20
18	石渡 直次	12.5.31～ 16.6.17	17	安田加年彦	12.5.31～ 16.6.20
19	酒井 衛	16.6.20～ 17.5.20	18	相沢 増男	16.6.20～ 17.5.20
20	小暮藤三郎	17.6.20～ 18.7.30	19	金子 吉造	17.6.20～ 18.7.30

議長			副議長		
歴代	氏名	就任期間	歴代	氏名	就任期間
21	酒井 衛	昭18.7.30～ 22.4.30	20	川澄藤之助	昭18.7.30～ 22.4.30
22	岡山 八郎	日本自由党 22.5.12～ 24.6.15	21	安藤 光一	日本民主党 22.5.12～ 22.11.10
			22	安藤 光一	日本民主党 22.11.20～ 24.6.15
23	富沢 丹治	日本民主 自由党 24.6.15～ 25.4.29	23	島田 英之	中正会 24.6.15～ 25.6.15
24	富沢 丹治	自由党 25.6.15～ 26.4.2	24	島田 英之	中正会 25.6.15～ 26.4.29
25	岡山 八郎	自由党 26.5.16～ 27.6.18	25	加藤 善哉	民主党 26.5.16～ 27.6.18
26	金子 吉造	自由党 27.6.18～ 28.7.24	26	小山 七郎	公正クラブ 27.6.18～ 28.7.24
27	滝口 信雄	改進黨 28.7.24～ 29.8.10	27	田村 亀雄	中正会 28.7.24～ 29.2.15
			28	石塚仲次郎	中正会 29.2.15～ 29.8.10
28	滝口 信雄	改進黨 29.8.10～ 30.4.2	29	後藤惣四郎	中正会 29.8.11～ 30.5.1
29	田村 亀雄	市政同志会 30.5.17～ 31.7.3	30	岩崎 正之	自由党 30.5.17～ 31.7.3
30	坂倉 等	自由民主党 31.7.3～ 32.8.1	31	高橋与四太郎	自由民主党 31.7.3～ 32.8.1
31	金子 吉造	自由民主党 32.8.1～ 33.10.3	32	後藤惣四郎	市政同志会 32.8.1～ 33.10.4
32	石塚仲次郎	自由民主党 33.10.3～ 34.5.1	33	村田 巖	市政同志会 33.10.4～ 34.5.1
33	田村 亀雄	自由民主党 34.5.23～ 35.6.17	34	坂地 敏孝	市政同志会 34.5.23～ 35.6.17
34	石塚仲次郎	自由民主党 35.6.17～ 36.7.26	35	山崎 恵満	自由民主党 35.6.17～ 36.7.26
35	岩崎 正之	自由民主党 36.7.26～ 37.7.30	36	竹折 輝達	自由民主党 36.7.26～ 37.7.30
36	岩崎 米吉	自由民主党 37.7.30～ 38.5.1	37	稲川寅治郎	自由民主党 37.7.30～ 38.5.1
37	稲川寅治郎	自由民主党 38.5.20～ 39.6.3	38	岡田 正隆	自由民主党 38.5.20～ 39.6.3
38	山崎 恵満	自由民主党 39.6.3～ 40.7.27	39	石井要次郎	自由民主党 39.6.3～ 40.7.27
39	石井要次郎	自由民主党 40.7.27～ 41.7.28	40	竹内 清	市政同志会 40.7.27～ 41.7.28
40	小山 七郎	市政同志会 41.7.28～ 42.5.1	41	本多 七郎	日本社会党 41.7.28～ 42.3.31
41	竹内 清	市政同志会 42.5.19～ 43.6.11	42	大泉 栄治	日本社会党 42.5.19～ 43.6.11
42	竹折 輝達	自由民主 クラブ 43.6.11～ 44.6.13	43	西村 栄助	市政同志会 43.6.11～ 44.7.17
43	坂倉 等	自由民主党 44.6.13～ 45.6.12	44	石川徳次郎	自由民主党 44.7.25～ 45.6.12
44	嘉山 定治	自由民主党 昭45.6.12～ 46.5.1	45	能勢 省吾	自由民主党 昭45.6.12～ 46.5.1

議 長				副 議 長			
歴代	氏 名		就任期間	歴代	氏 名		就任期間
45	伊藤 順	清風会	46.5.17~ 47.6.5	46	堀 幸男	日本社会党	46.5.17~ 47.6.5
46	石川徳次郎	自民同志会	47.6.5~ 48.8.3	47	渡辺 康邦	日本社会党	47.6.5~ 48.8.3
47	能勢 省吾	自民同志会	48.8.3~ 50.5.1	48	新倉 武二	新政会	48.8.3~ 50.5.1
48	新倉 武二	新政会	50.5.19~ 51.6.22	49	大泉 栄治	日本社会党	50.5.19~ 51.6.22
49	小野 巖	自民同志会	51.6.22~ 52.7.22	50	青柳 昇	日本社会党	51.6.22~ 52.7.22
50	小山 七郎	自民同志会	52.7.22~ 53.7.22	51	金井 政一	公明党	52.7.22~ 53.7.22
51	小山 七郎	自民同志会	53.7.22~ 54.5.1	52	水野 忠	日本社会党	53.7.22~ 54.5.1
52	小山 七郎	自由民主党	54.5.11~ 55.7.3	53	雑賀 初男	新政会	54.5.12~ 55.7.3
53	小山 七郎	自由民主党	55.7.3~ 56.7.6	54	三井 修次	公明党	55.7.3~ 56.7.6
54	新倉 武二	新政会	56.7.6~ 57.7.7	55	鎌原 徳久	公明党	56.7.6~ 57.7.7
55	青木 良夫	自由民主党	57.7.7~ 58.5.1	56	川名 武雄	新政会	57.7.7~ 58.5.1
56	石渡 吉男	自由民主党	58.5.10~ 59.5.10	57	佐久間 博	新政会	58.5.10~ 59.5.10
57	雑賀 初男	新政会	59.5.10~ 60.5.10	58	島田 泰輝	自由民主党	59.5.10~ 60.5.10
58	井料 克己	自由民主党	60.5.10~ 61.5.12	59	嘉山 照正	新政会	60.5.10~ 61.5.12
59	川名 武雄	新政会	61.5.12~ 62.5.1	60	竹折 輝隆	自由民主党	61.5.12~ 62.5.1
60	青木 良夫	自由民主党	62.5.13~ 63.6.7	61	田代 正明	公明党	62.5.13~ 63.5.13
61	井料 克己	自由民主党	63.6.7~ 平元.5.16	62	荒井銀三郎	日本社会党・ 市民連合	63.5.13~ 平元.5.16
62	雑賀 初男	第一自民党	平元.5.16~ 2.5.17	63	青木 茂	市政同友会	平元.5.16~ 2.5.17
63	横井 薫	自由民主党	2.5.17~ 3.5.1	64	神保 浩	市政同友会	2.5.17~ 3.5.1
64	嘉山 照正	市政同友会	3.5.13~ 4.5.14	65	小久江利光	公明党	3.5.13~ 4.5.14
65	今野 弘	第一自民党	4.5.14~ 5.5.15	66	加藤 行一	市政同友会	4.5.14~ 5.5.15
66	川名 武雄	第一自民党	5.5.15~ 6.5.17	67	増田 隆三	市政同友会	5.5.15~ 6.5.17
67	青木 茂	市政同友会	6.5.17~ 7.5.1	68	山田 泰之	公明党	6.5.17~ 7.3.31
68	加藤 行一	新政会	7.5.12~ 8.5.13	69	奥山 勝英	公明	7.5.12~ 8.5.13
69	竹折 輝隆	自由民主党	平8.5.13~ 9.5.13	70	秋山 邦博	社会ネット 市民連合	平8.5.13~ 9.5.13
70	川島 幸雄	自由民主党	9.5.13~ 10.5.13	71	高橋 正勝	新政会	9.5.13~ 10.5.13
71	神保 浩	新政会	10.5.13~ 11.5.1	72	加納 洋一	公明	10.5.13~ 11.5.1

議 長				副 議 長			
歴代	氏 名		就任期間	歴代	氏 名		就任期間
72	青木 茂	新政会	11.5.13~ 13.5.15	73	内藤 治明	社会民主 市民連合	11.5.13~ 12.5.15
				74	安田 和義	公明党	12.5.15~ 13.5.15
73	長谷川淳一	研政21	13.5.15~ 15.5.1	75	後藤 秀樹	新政会	13.5.15~ 14.5.15
				76	山口 道夫	新政会	14.5.15~ 15.5.1
74	神保 浩	新政会	15.5.9~ 17.5.11	77	松井 哲三	自由民主党	15.5.9~ 16.5.11
				78	佐藤 忠義	研政21	16.5.11~ 17.5.11
75	内藤 治明	研政21	17.5.11~ 19.5.1	79	杉山 雄二	公明党	17.5.11~ 18.5.11
				80	山下 薫	新政会	18.5.11~ 19.5.1
76	山口 道夫	新政会	19.5.11~ 21.5.11	81	嶋田 晃	公明党	19.5.11~ 20.5.12
				82	角井 基	研政よこすか 市民連合	20.5.12~ 21.5.11
77	山下 薫	新政会	21.5.11~ 23.5.1	83	渡辺 和俊	自由民主党	21.5.11~ 22.5.11
				84	板橋 衛	公明党	22.5.11~ 23.5.1
78	山口 道夫	新政会	23.5.12~ 25.5.13	85	木下 憲司	自由民主党	23.5.12~ 24.5.11
				86	山本 文夫	研政	24.5.11~ 25.5.13
79	板橋 衛	公明党	25.5.13~ 27.5.1	87	矢島真知子	無所属 クラブ	25.5.13~ 26.5.9
				88	伊東 雅之	新政会	26.5.9~ 27.5.1
80	板橋 衛	公明党	27.5.15~ 29.5.10	89	青木 秀介	自由民主党	27.5.15~ 28.5.16
				90	はまのまさひろ	無所属 みらい	28.5.16~ 29.5.10
81	木下 憲司	自由民主党	29.5.10~ 31.1.11	91	伊藤 順一	市政同友会	29.5.10~ 30.5.17
82	田辺 昭人	自由民主党	31.1.31~ 令元.5.1	92	鈴木真智子	公明党	30.5.17~ 令元.5.1
83	板橋 衛	公明党	令元.5.15~ 3.5.13	93	青木 哲正	自由民主党	令元.5.15~ 2.5.14
				94	渡辺 光一	自由民主党	2.5.14~ 3.5.13
84	大野 忠之	自由民主党	3.5.13~ 5.5.1	95	伊関 功滋	よこすか 未来会議	3.5.13~ 4.5.13
				96	永井 真人	よこすか 未来会議	4.5.13~ 5.2.14
				97	角井 基	よこすか 未来会議	5.2.14~ 5.5.1
85	大野 忠之	自由民主党	5.5.16~ (在任中)	98	小幡沙央里	よこすか 未来会議	5.5.16~ (在任中)

令和5年(2023年)10月現在

6 主な横須賀市会・市議会史

年号	西暦	月日	主な事項
明治			
40	1907	4.22・23 4.27	横須賀市第1回市会議員選挙、議員定数36人 第1回市会招集
41	1908	7.24	本市最初の水道給水規制を市会で議決
44	1911		市制が改正され、市参事会は市会の権限の一部を所掌し副議決機関となる
大正			
1 (明治45)	1912		この年、市会において市内7小学校長の更迭問題に関し、市長不信任案が上程される
2	1913	12. 2	市会において市長弾劾される
5	1916	3. 7	市会において水道敷設案が可決され水道敷設臨時委員会発足
10	1921	5. -	市制の改正により市会の選挙人は3級制から2級制になる
12	1923	6.19	市会において助役不信任を議決
昭和			
4	1929	4.13	市参事会員が6人から10人になる
5	1930	12.10	海軍工廠における人員整理緩和に関する意見書を可決
7	1932	2.29 7.15 8. -	市会において市長不信任を議決 市会に隣接町村合併の建議案提出 廃艦「津軽」疑獄事件起きる。津軽払い下げにからむ贈収賄が発覚、市会議員多数が拘引される
9	1934	6.26	市会、東郷神社建設について内務省、海軍省あて請願書を可決
13	1938	2.20	市会、市長の勇退を勧告
21	1946	10. 9	市会、市会議員選挙管理委員を選出
22	1947	2.13 4.30 5.22 5.26 5. - 7.10	横須賀市会事務局設立 市議会議員一般選挙(その後4年ごとに改選) 新市議会議員による初市議会招集 横須賀市議会委員会条例が公布され、財政庶務、経済、教育、民生、水道、土木の6常任委員会が設置される。 市議会に厚生対策常任委員会を設置 市議会の同意を得て監査委員2人選出
23	1948	11. 5	「横須賀市議会旬報」(市議会報の前身)を初めて発行

年号	西暦	月日	主な事項
24	1949	6.13 7. -	太田市長耐乏予算で議会と対立し市長辞職 市長選、石渡直次氏当選 任期途中辞職により市長選は統一地方選から2年後の7月にずれる
25	1950	3.17	戦後横須賀の復興に尽力したデッカー米海軍横須賀基地司令官の留任に関して議決
26	1951	9.11	追浜地区再接収反対の陳情を議決、国へ提出
28	1953	2.25	自治体警察の廃止に反対し、警察法改正に関して議決
29	1954	6. 8 11.17	原子兵器禁止に関して議決 覚せい剤撲滅に関する意見書を議決
30	1955	6.14	富士自動車(株)の人員整理に対する要望書を議決
31	1956	2. 4 8.21	日本原子力総合研究所設置方に関する陳情書を可決 日ソ交渉推進に関して議決
33	1958	6.23	市長、市議会議長ら、東京湾フェリーボート実現促進のため、首都圏整備委員会委員長ほか関係方面に陳情
34	1959	2.18	朝鮮人の帰国促進に関する意見書を可決
35	1960	6.13	国会正常化に関して議決
36	1961	2.20 9.29	首都圏整備特別委員会を設置 原水爆実験禁止に関して議決
37	1962	5.18 5.23	米軍人による現職警官の射殺事件について米海軍横須賀基地司令官に対する抗議文を可決 市立横須賀病院再建に関する請願が市議会に提出される
38	1963	3.11 10.25	東京湾横断鉄道及び自動車道路の建設促進に関して議決 国民健康保険財政の改善方に関する意見書を可決
39	1964	3.16 5.29	追浜米海軍航空隊施設の返還要望を議決 市政特別対策委員会を設置(首都圏整備、総合開発の両特別委員会を統合)
40	1965	2.24	市議会庁舎新築工事の起工式
41	1966	1.12	市議会庁舎落成式
43	1968	9.20 9.27 12.28	泊浦埋立特別対策委員会を設置 泊浦埋め立てに関連して全議員により基地内を視察 泊浦埋立特別対策委員会は本牧ハイツの泊浦への移転につき8回の審議を重ね、不満で釈然としないが一応認めるとの意見が大勢を占めた。市長は同日付で同件につき国の趣旨に沿うべく努力する旨を国に回答
44	1969	3.27	神奈川県内広域水道企業団の設立を議決

年号	西暦	月日	主な事項
45	1970	3. 2 12.21	「交通安全都市」の宣言を決議 横須賀市都市基本構想を議決
46	1971	10. 7	米空母エンタープライズ横須賀寄港反対を決議
47	1972	1.21 7.17	米空母の横須賀母港化反対に関して決議 SRF(艦船修理部)の早期返還、同基地のベトナム化反対に関する意見書を可決
49	1974	6. 6 10.12	米原子力艦船寄港に関する意見書を可決 米海軍艦艇の核兵器積載に関する意見書を可決
50	1975	6.13 10.13	基地集中化に反対の政府への意見書を可決 米軍横須賀基地の早期返還要求に関する意見書を可決
51	1976	2. 4 8.26	基地内の公害対策で国への意見書を可決 基地跡地3分割で旧軍港市転換法の遵守に関する意見書を可決
52	1977	9. 7 11. 1	旧軍港市国有財産処理審議会廃止反対に関する意見書を可決 米軍の三施設返還特別対策委員会を設置
53	1978	2.28 3.24	「健康都市よこすか」の宣言を決議 米空母ミッドウェイの核兵器搭載に関する意見書を可決
56	1981	5.29	米空母ミッドウェイの帰港延期の意見書を可決 市長は政府に重ねて帰港延期を要請
57	1982	3.10 5.25	議会議員定数減少条例を公布、議員定数48人となる 非核三原則と軍備縮小の推進に関する意見書を可決
58	1983	7.25 8. 5 12.12	米戦艦ニュージャージーの寄港見合わせを求める意見書を可決 市議会議員全員により米海軍横須賀基地を視察 政治倫理の確立に関して決議
59	1984	5.10 9.10 12. 7	非核三原則の堅持に関する意見書を可決 核兵器廃絶に関する決議を可決 米空母カールビンソンの寄港中止を求める意見書を可決
60	1985	4.17	市役所本庁舎新築工事落成式(議事堂移転)
62	1987	3. 9 9.29	日本女子衛生短期大学の文科系学科増設の早期実現に関して決議 国立横須賀病院の移譲・譲渡に反対する意見書を可決
63	1988	8.30 12.21	米国艦船ファイフ、バンカーヒルの横須賀配備に関する意見書を可決 国道357号線路線の早期決定に関する意見書を可決
平成			
1 (昭和64)	1989	1.31 5.16	昭和天皇崩御に対する弔詞を可決 水爆搭載米軍機の水没事故に関する意見書を可決
2	1990	2.27	米大型空母の横須賀配備反対に関する決議を否決

年号	西暦	月日	主な事項
2	1990	7.10	米空母ミッドウェイの火災事故に関する意見書を可決 (賛成多数)
3	1991	2.27	湾岸戦争への一切の戦争協力を中止し即時停戦への努力を政府に求める決議を否決
4	1992	12.18	坂本弁護士一家失踪事件に関する意見書を可決 第53回国民体育大会開催に関して決議
5	1993	4.19 5.26 10. 4	第2回定例会から常任委員会の一般傍聴実施を決定 議会運営委員会を法制化する 議会運営委員会の報道機関傍聴を認める
6	1994	3. 7 4.26 12.16	米原子力航空母艦カールビンソン等の横須賀への寄港に関する意見書を可決 委員会一般傍聴席スペースの拡大を決定 議会議員定数減少条例を改正、議員定数46人となる
7	1995	2.24 6. 2	実効性のある地方分権の推進に関する法律の制定を求める意見書を可決 委員会一般傍聴者定員を5人から8人に拡大
8	1996	2.27 4.26 8.16 9.26	地方分権の実現に関する意見書を可決 傍聴規則を改正 (児童の傍聴禁止規定を廃止し、手続等を簡素化) 横須賀市ホームページを開設 国立横須賀病院の存続と充実・強化に関する意見書を可決
9	1997	1.24 4.28 9. 1	委員会一般傍聴者へ議事次第書に加えて議案書の貸し出しを決定 インターネットによる議会情報の提供を決定、事務局で準備作業を開始 市議会ホームページを開設(9年3定分の会議録から全文掲載)
10	1998	10. 9 11. 3 12. 9	議会活性化推進委員会(議長諮問機関)の設置を決定 子ども議会を議場で開催(青少年課主管) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に関する意見書を可決
11	1999	2.24 5.13 5.14 7. 1	議会運営委員会の一般傍聴を開始 介護保険問題、廃棄物処理問題特別委員会を設置 今期も議会活性化推進委員会の設置を決定 広報よこすか「議会特集号」を初めて発行
12	2000	3.27 6. 5 7. 1 11.22	地方分権にかかわる条例制定等検討委員会(議長諮問機関)を設置 米海軍横須賀基地12号バース区域汚染土壌対策工事の安全強化を求める意見書を可決 市議会情報誌検討委員会(議長諮問機関)を設置 「よこすか市議会だより」第1号を発行 横須賀市議会議員政治倫理条例を可決(賛成多数)
13	2001	3.27 6. 1	政務調査費の交付に関する条例を可決 横須賀市議会議員定数条例(45人)を可決(賛成多数)

年号	西暦	月日	主な事項
13	2001	9.17 9.26	米海軍横須賀施設・区域内全域の環境問題に関する意見書を可決 米軍関係者による犯罪再発防止に関する意見書を可決 議会制度検討会、議会IT化検討会（議長諮問機関）を設置
14	2002	5.29 9.1 12.17	会議規則を改正、「議員派遣」規定を追加 議会IT化運営協議会の設置を決定 議会内LANを構築し、全議員にノート型パソコンを貸与 全国初の横須賀市議会会議条例を制定
15	2003	1.20 6.10 9.12 11.21	ノーベル物理学賞受賞の東京大学名誉教授小柴昌俊さんに、名誉市民の称号を贈る議案を可決 議会IT化運営協議会（議長諮問機関）を設置 本会議インターネット生中継を開始 本会議の発言に関するルールづくりについて、1人当たりの発言の持ち時間を決定
16	2004	5.7 6.8 9.30	次世代育成支援特別委員会、港湾・周辺整備特別委員会を設置 米国航空母艦キティホーク退役後の後継艦配備に関する意見書を可決 アメリカ合衆国の臨界前実験に抗議の決議 日米地位協定の早期見直しを求める意見書を可決
17	2005	2.22 3.28 5.11 5.31 9.28 11.2	原子力空母の配備反対に関して決議 議事堂移転20周年記念議場コンサート開催 市民公募により市議会シンボルマーク決定 議場に国旗、市旗、市議会シンボルマーク旗の掲揚を決定 新中央図書館等特別委員会を設置 交流都市推進特別委員会を設置 第2次議会制度検討会を設置 原子力空母配備合意の撤回を求める意見書を可決
18	2006	3.2 5.30 12.13	日米地位協定の早期見直しを求める意見書を可決 基地対策予算の増額等を求める意見書を可決 横須賀市議会会議条例を改正 （平成19年5月2日から議員定数43人） 議会の議決すべき事件に関する条例を改正 （横須賀市基本計画等を議決事件に追加） 政務調査費の交付に関する条例を改正 （領収書の添付義務付け等）
19	2007	5.31 9.1 9.14 10.17	議場に手話通訳配置開始 議会内LANを再構築し、無線LANや指紋認証を導入 医療環境問題特別委員会を設置 国道357号の横須賀地区への南下延伸促進に関する意見書を可決
20	2008	5.15 12.8	米空母の交代配備に伴う諸問題に対し横須賀市民の安全・安心を求める意見書を可決 委員会インターネット生中継・録画中継を開始
21	2009	5.28 9.9 9.17	朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議を可決 廃棄物処理等特別委員会の設置 横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会の設置

年号	西暦	月日	主な事項
22	2010	3.26 6.22 9.2	議案第21号「平成22年度横須賀市一般会計予算」を修正可決 横須賀市議会基本条例の制定（予算決算常任委員会の設置） 本会議での一問一答方式の導入
23	2011	1.27 5.2 6.24 9.1	第1回議会報告会の開催 議員定数の削減（43人→41人） 防災体制等整備特別委員会の設置 自治基本条例検討特別委員会の設置
24	2012	3.27 6.26	議案第14号「平成24年度横須賀市一般会計予算」を修正可決 議員提案による政策条例「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例」を全会一致で可決
25	2013	3.1 3.4 10.8	議案第17号「平成25年度横須賀市一般会計予算」、議案第24号「平成25年度横須賀市水道事業会計予算」、議案第25号「平成25年度横須賀市下水道事業会計予算」を修正可決 横須賀市議会初の政治倫理審査会を設置 横須賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議を可決
26	2014	3.26 6.23 11.28	横須賀製鉄所（造船所）開設150周年記念事業の準備促進を求める決議を可決 平成27年第2回定例会から全ての定例会本会議に手話通訳を配置することを決定 議員提案による政策条例「横須賀市観光立市推進条例」を全会一致で可決（全議員の賛成署名は横須賀市議会初）
27	2015	6.26 9.16 10.6	横須賀市議会初の市長問責決議案を可決 横須賀市議会初の地方自治法第98条第1項の検査を行う「吉田市長の不透明な市政運営に関する検査特別委員会」を設置 横須賀市議会初の100条調査特別委員会を設置（検査特別委員会から変更）
28	2016	3.31 9.2 12.14	関東学院大学と包括的パートナーシップ協定を締結（大学と議会の連携は神奈川県内初） 中学校完全給食実施等検討特別委員会の設置 議会ICT化基本計画を策定
29	2017	3.24 5.10 9.4 11.30	超党派の議員提案による「横須賀市給食条例」を全会一致で可決 横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）を策定 「通年議会」開始 ペーパーレス会議運用開始 議員提案による「横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」（ごみ屋敷対策検討協議会で検討）を全会一致で可決
30	2018	2.16 10.9	FM戦略プラン審査特別委員会の設置 議員提案による「横須賀市がん克服条例」（がん対策検討協議会で検討）を全会一致で可決

令和

1 (平成31)	2019	6.25 12.16 12.17	天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議を可決 市民の議会に対する認識を把握するため市民アンケートを実施 市議会ギャラリー「羅針の小径」オープン(横須賀総合高等学校美術部歴代生徒の絵画作品の展示)
2	2020	3.18 5. 2 5. 7 5.12 5.14 6. 2 6.25 12.15 12.17	議員任期4年間に取り組む政策立案と議会改革の課題を定めた横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」を策定 議員定数の削減(41人→40人) 新型コロナウイルス感染症対策検討協議会を設置 よこすか市議会だより紙面リニューアル 基本構想・基本計画策定特別委員会を設置 横須賀市議会の公式Xを開始 議員提案による「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」(歯と口腔の健康づくり検討協議会で検討)を全会一致で可決 市長等に対して反問権を付与 委員会オンライン開催可能に
3	2021	4. 1 6. 1 12.14	議会事務局から議会局へ名称変更(議会事務局の機能強化)本会議・委員会等資料のホームページ掲載を開始 議員提案による「横須賀市犯罪被害者等基本条例」(犯罪被害者等基本条例検討協議会で検討)を全会一致で可決
4	2022	3.24 3.24 10. 4 10. 4 10. 7	議員提案による「横須賀市子どもの権利を守る条例」(子どもの権利検討協議会で検討)を賛成多数で可決 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を可決 議員定数を削減するための議会基本条例改正案を賛成多数で可決(令和5年5月2日から議員定数39人) 横須賀海軍施設における排水処理施設からのPFOS等含む排水への早期対応を求める決議を可決 議会報告会及び懇談会を一本化し、会の名称を「広報広聴会」に変更
5	2023	2.28 6. 7	市議会で課題の選定から提案までを行った初めての政策提言である「公共交通の在り方に関する政策提言書」(公共交通の在り方検討協議会で検討)を策定、市長に提出 委員会の審査方法を原則部局別審査に変更

7 主な議会関係例規ほか

市議会関係例規など一覧

■ 議会運営に関すること

- ・横須賀市議会基本条例(P56・57掲載)
- ・横須賀市議会会議規則
- ・横須賀市議会委員会条例
- ・横須賀市議会委員会規則
- ・横須賀市議会通年議会実施要綱
- ・横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱
- ・横須賀市議会傍聴規則
- ・横須賀市議会傍聴規則実施要領
- ・議会運営委員会所管事項
- ・議会運営委員会申し合わせ事項
- ・市長の専決処分事項に関する条例
- ・議会の議決すべき事件に関する条例
- ・議会の議決に付すべき契約に関する条例

■ 政治倫理に関すること

- ・横須賀市議会議員政治倫理条例
- ・横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程

■ 情報公開に関すること

- ・横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例
- ・横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程
- ・横須賀市情報公開条例
- ・横須賀市情報公開条例施行規則
- ・横須賀市議会の所管に係る情報公開条例施行規程

■ 報酬等に関すること

- ・議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・非常勤特別職員公務災害補償条例
- ・実費弁償条例
- ・横須賀市旅費支給条例
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する議会要綱

■ 選挙に関すること

- ・議会議員及び長の選挙ポスター掲示場設置条例
- ・議会議員及び長の選挙公報発行条例
- ・議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

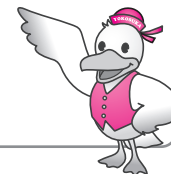
■ 議会局等に関すること

- ・横須賀市議会議会局設置条例
- ・横須賀市議会議会局規程
- ・横須賀市議会公印規程
- ・横須賀市議会図書室規程
- ・横須賀市議会議員及び横須賀市議会議会局職員き章規程

これらの例規の本文は、市議会ホームページでご覧になれます。(一部を除く)

横須賀市議会

検索



横須賀市議会基本条例

平成22年6月25日 条例第38号

第1章 総則

(目的)
第1条 この条例は、二元代表制のもとの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)
第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)
第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

(通年議会)
第4条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ積極的に活動できるようにするため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)
第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。
2 議会の会期を通年とすることに必要な事項は、別に定める。

(議員定数)
第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。
2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。
3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

第2章 議会の活動原則
(議会の活動原則)
第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
(2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
(3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)
により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているかを常に検証を怠りなく行うこと。
(4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
(5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(委員会)
第7条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事業の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。
2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。
(1) 総務常任委員会
(2) 民生常任委員会
(3) 環境教育常任委員会
(4) 都市整備常任委員会
(5) 予算決算常任委員会
3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。
4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

(災害時の対応)
第8条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生

活の安定及び維持に努めなければならない。
2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 議員の活動原則
(議員の活動原則)
第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。
(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

(会派)
第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理)
第11条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められることを深く自覚し、行動しなければならない。
2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

第4章 市民と議会の関係
(情報の公開等)
第12条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。
2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
3 議会は、議員研修会等が必要に応じて公開するものとする。
4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

(請願及び陳情)
第13条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。
2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

(市民参加)
第14条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。

(説明責任等)
第15条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。
2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第5章 議会と市長等との関係
(市長との関係)
第16条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

(一問一答方式等)
第17条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。
2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。

(政策等の監視及び評価)
第18条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。
(1) 重要な政策等を必要とする背景
(2) 検討した他の政策案等との比較検討
(3) 総合計画における根拠又は位置付け
(4) 関係法令及び条例等
(5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。
3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

(議員の文書による質問)
第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。
2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。
3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

第6章 議会の機能強化
(議決事件の追加)
第20条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。
2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

(議員相互の討議の推進)
第21条 議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場(以下「委員会等」という。)
における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。
2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。

(政策検討会議の設置)
第22条 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。
2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(調査研究機関の設置)
第23条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。
2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。
3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修)
第24条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。
2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。
3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

(広報広聴会議の設置)
第25条 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。
2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(予算の確保)
第26条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員及び会派の積極的な政務活動)
第27条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

第7章 議会改革の推進
(検討会議等の設置)
第28条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。
2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会議を設置することができる。
3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(交流及び連携の推進)
第29条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

第8章 議員の身分及び待遇
(議員の身分及び待遇)
第30条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。

(議員報酬等)
第31条 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。
2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。

第9章 議会局等
(議会局)
第32条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策業務の機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)
第33条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を努めるものとする。

第10章 継続的な検討
(継続的な検討)
第34条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 議會在、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

議会が提出した主な条例

議会基本条例

横須賀市議会では、地方分権時代にふさわしい議会の在り方などを明らかにし、市民の負託（市政に対する期待）に的確に応え、市政の発展に寄与することを目的とする議会基本条例を、平成22年6月22日の本会議において全会一致で可決し、制定しました。

●議会基本条例とは

議会の運営をどのように行うかなどの基本原則を定めた条例です。議会に関する取り決めの最高規範として議会や議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と市長等との関係など議会の基本的な考え方や姿勢を定めた条例です。

●条例制定の背景と趣旨

横須賀市議会は、以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる議会」を目指して、議会の制度改革及び活性化に努めてきました。とりわけ、平成14年に議会法体系を整備のうえ制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けとも言われています。

横須賀市議会基本条例の制定に当たり、その横須賀市議会会議条例を発展的な形で基本条例に吸収し、より市民の皆さんにわかりやすい条例としました。

横須賀市議会は、今後も、さらに市民に開かれた信頼される議会を創造し、積極的な政策立案・政策提言を行うことのできる政策形成能力の向上を図っていくことを使命と考えています。

このような認識のもと、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示すために、この条例を制定しました。

●議会基本条例検討委員会

議会運営委員会において伊賀市議会の議会基本条例の視察を行ったことをきっかけに、平

成21年2月26日の同委員会で、横須賀市議会基本条例の制定に向けて、議会内に議長の諮問機関として議会基本条例検討委員会を設置することを決定しました。

これを受け、検討委員会は翌27日から平成22年6月10日までの間、延べ23回にわたって精力的に検討を進め、条例の最終案を決定しました。

この間、全議員を対象とした研修会を2回開催するとともに、検討委員会において専門家の意見を聴取したり、議会基本条例の素案に対し市民の皆さんの意見を伺うパブリック・コメント手続を行いました。

検討委員会は、議会基本条例制定後も、一問一答方式や議会報告会の運用方法について、引き続き延べ6回にわたって会議を開き、検討を進めました。特に、議会報告会については、所沢市議会報告会を視察するとともに、平成23年1月27日に議会基本条例をテーマとして議会報告会を、検討委員会の議員が中心となって開催し、今後の議会報告会の手本を示しました。

●条例の主な内容

【議会及び議員の責務】

議会に関する条例や規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えることを議会及び議員の責務とします。

【議会の活動原則】

市民によって直接選挙された議員で構成される議事機関として、「公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること」など、議会の運営のために必要な5つの活動原則を定めています。

【議員の活動原則】

「議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること」など、議員個人として必要な3つの活動原則を定めています。

【市長との関係】

議会は、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うなど、市長とともに、市政の発展に努めなければならないことなどを定めています。

【政策等の監視及び評価】

市長等が重要な政策等を議会に提案する場合には、議員が十分な情報に基づいて審査できるよう、必要な情報を提供しなければならないことなどを定めています。

【議員の文書による質問】

議員は、閉会中又は休会中、市長等に対し文書で質問を行い、文書による回答を求めることができます。この文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに市民に公表するものとしています。

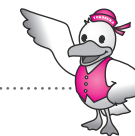
【議員相互間の自由討議】

これまでの委員会等の審査は、市の部課長等との質疑・答弁を中心に行ってきました。今回の議会基本条例では、議員相互間の自由討議を推進する場を新たに設け、活発な議論を尽くして合意形式に努め、市民の皆さんに対する説明責任を果たすこととしています。

【調査研究機関の設置】

地方自治法には、議会は議案の審査などの調査のために学識経験のある専門家を活用できると定めています。

本条例では、複数の専門家による調査研究機関を設置することができ、また、その調査機関に議員が構成員として加わることができるとしています。



横須賀市空き家等の適正管理に関する条例

市内に点在する空き家等が放置され、管理の行き届かない状態となることを防止することにより、生活環境の保全や良好な住環境の維持、安全安心のまちづくりの推進を目的とする条例です。（平成24年10月1日施行）

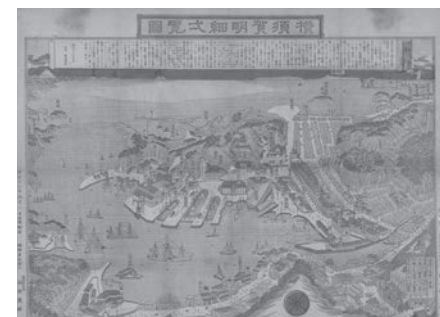
なお、国においては、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日に施行されました。



管理が行き届かず荒れた空き家

横須賀市観光立市推進条例

日本初の観光マップがつくられるなど歴史がある横須賀には、豊かな自然と先人たちが残してくれた価値ある歴史や色とりどりの郷土文化があり、市全体が観光資源の宝庫となっています。その観光資源を有効に活用しながら、魅力ある観光地をつくり、国内外を問わず多くの観光客に愛される観光立市を実現することにより、本市の経済の発展や市民生活の向上、国際相互理解の増進を目的とする条例です。（平成27年4月1日施行）



日本で最初と言われる横須賀製鉄所が描かれた観光マップ

横須賀市給食条例

市議会では、中学校の完全給食実施について請願等の審議、保護者等の意見・要望を踏まえ、教育委員会に対して、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全安心、家庭環境や経済状況の変化に伴う負担軽減などを考慮するよう以前より申し入れをしてきました。

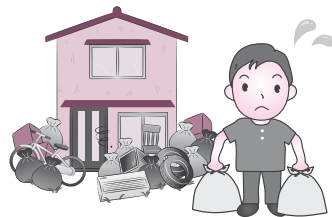
横須賀市の将来を担う子どもたちの成長に、市が責任をもって取り組むことが求められていると考え、本市の小学校及び特別支援学校に加えて中学校においても完全給食を実施すること、また給食費を公会計化することを目的とする条例です。(平成29年6月1日・平成30年4月1日・令和3年9月29日施行)



横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例

いわゆる「ごみ屋敷」の問題は全国的にも広がり、本市においても発生件数が増加傾向にあります。

今までの法令では対応が難しく、解決には長時間を要することが多く、問題が長引くほど近隣住民の生活環境は損なわれてきています。「ごみ屋敷」の発生原因は、認知症や生活意欲の喪失が原因となっている場合があります。何らかの理由で身の回りのことをしなくなり、救済の発信力も低下した状態に陥った人達に対し、ごみの片づけだけではなく、市と関係機関や地域住民が連携して福祉的な支援や地域の見守りなど、本人に寄り添う支援を行うことで生活上の諸問題を解消し、根本的な解決と再発防止を目指すことを目的としています。(平成30年4月1日施行)



横須賀市がん克服条例

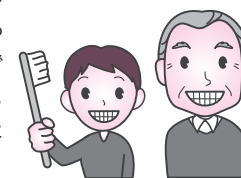
がんは日本人の最大の死亡原因で、生涯において2人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんに死亡しています。近年、がん治療の医学的・技術的レベルは急激な進歩を遂げていますが、市民に情報として伝えられているものは少なく、依然としてがんは命にかかわる病気で、治ることが難しいという意識が深く根付いています。このようなことから、がんの予防及び早期発見の推進等を含む総合的ながん対策により、がんの克服を目指すため条例を制定しました。本条例の特徴として、早期発見、除菌によりがんの抑制に効果が期待できる「胃がん」に着目し、がん克服に関する施策事業に踏み込んで条例に規定しており、他都市の条例にはない内容となっています。(平成31年4月1日施行)



横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例

むし歯や歯周病に代表される歯科疾患は、進行に伴い歯を失ってしまうことで、食生活や社会生活に支障をきたすとともに、全身の健康に影響を与えるものとされています。歯と口腔の健康を保つことは、単に食べ物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものです。

80歳になっても自分の歯を20本以上保つ「8020運動」を推進し、年代ごとのライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むことを条例に定め、生涯にわたり生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的としています。(令和2年10月1日施行)



横須賀市犯罪被害者等基本条例

人は、ひとたび犯罪にあうと身体的、精神的、そして経済的に大きな影響をこうむり、それらは被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及びます。そしてその影響がなくなるまでには長い時間が必要だったり、あるいはずっと残ってしまう場合もあります。また、直接的な影響だけでなく、あたかも被害者に責任があるかのような誹謗中傷、過剰な取材や憶測による報道、インターネットによる事実と異なる情報拡散など、二次被害が生じることもあります。

こうした被害に対する支援をしっかりと行うため、また刑法等に定められる犯罪だけでなく、法律上犯罪とは認められていないケースも含めて、すべての犯罪被害者等に寄り添う横須賀の実現を目指し、条例を制定しました。条例では、犯罪被害者等支援のための市・市民・事業主等の責務を示し、また市の総合的な体制の整備を規定し、相談窓口の設置や見舞金の支給等、様々な支援を行うこととしています。(令和4年4月1日施行)

横須賀市子どもの権利を守る条例

子どもであっても一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は尊重されるのは当然のことであり、こうした子どもの基本的人権を保障するため、国連において「児童の権利に関する条約」が採択され、日本でも批准されています。しかし、現実には様々な差別が存在し、子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合があります。さらに、子どもへの虐待が深刻な社会問題となっています。

子どもが、保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。それを見守り、支えるために、子どもの権利を明記し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるように条例を制定しました。(令和4年7月1日施行)

他に「横須賀市中小企業振興基本条例」「横須賀市地域で支える条例」などがあります。

声を聴いて政策につなげる議会改革

～報告会から広報広聴会へ～

横須賀市議会は平成22年に制定した基本条例に基づき、市民を対象に毎年議会報告会を実施し、市の1年間の予算を決定する議会の審査の内容などを報告してきました。

しかしそれだけでは市民のニーズを市政に反映することは難しく、より市民からの提案を政策につなげることができるように、令和4年10月に市民の意見を聴く機会として「広報広聴会」を定期的に行っていくことを決定しました。

この広報広聴会は特定のテーマや特定の対象者にフォーカスして開催し、より市民の皆さんに興味を持って参加していただけることを目指しています。



よこすか子どもの権利を守る
条例(案)に関する懇談会

広報広聴会導入に先立って開催された「よこすか子どもの権利を守る条例(案)に関する懇談会」(令和3年11月7日)では子どもを取り巻く現状や課題について市民の皆さんと話し合い、「横須賀市子どもの権利を守る条例」制定に活かされました。

「公共交通の在り方の政策提言に関する広報広聴会」(令和5年1月14日)では、自分の住む地域だけではなく、横須賀市全体の課題や提案が出され、「公共交通の在り方に関する政策提言書」につながりました。



公共交通の在り方の政策提言に関する広報広聴会

引き続き、市民の意見が
活かされる議会を
目指します。

